

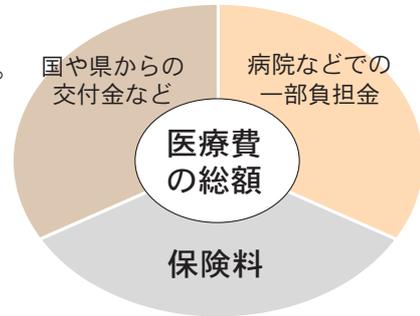
国民健康保険料のしくみ

その年に使われる医療費を推計し、そこから病院などでの一部負担金と国や県からの交付金などを差し引いた分が、皆さんから負担していただく国民健康保険料となります。

◎保険料の決め方

次の4つの項目を合計して、その世帯の保険料が決まります。

所得割	その世帯の国保加入者の所得に応じて計算
資産割	その世帯の国保加入者の資産に応じて計算
均等割	その世帯の加入者数に応じて計算
平等割	一世帯当たりにはいくらかと計算



◎保険料の納め方

国民健康保険料は、一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めていただきます。納付通知書（納付書）は世帯主あてに送られます。

※世帯主が国保に入っていないなくても、保険料を納める義務は世帯主にあります。

◎国保に加入するときや、国保から抜けるとき

社会保険から抜けて国保に加入するときや、社会保険に加入して国保から抜けるときは、必ず届け出が必要となります。次のものを持参のうえ、役場町民課窓口で手続きをしてください。

- 国保に加入するとき……会社が発行する「健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票」など
- 国保から抜けるとき……社会保険の保険証

特別な事情で退職した人は保険料が軽減されます

(非自発的失業者による軽減)

会社の倒産や解雇、病気など、特別な事情で職を失った人については、在職中と同程度の保険料負担となるよう、国民健康保険料が軽減されます。

●対象となる人は…

退職したときに65歳未満で、次の条件全てに該当する人。

- (1)ハローワークから「雇用保険受給資格者証」をもらっている。
- (2)「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードに、次のどれかが記載されている。

【離職理由コード】 1 1 ・ 1 2 ・ 2 1 ・ 2 2 ・ 2 3 ・ 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 ・ 3 4

●軽減の方法は…

保険料の所得割を計算するときに、退職者本人の前年の給与所得額を30%として計算します。

●軽減される期間は…

退職日の翌日から、その翌年度末までの期間となります。

- ※期間が満了する前に社会保険等に加入した場合も、軽減は終了します。
- ※雇用保険（失業保険）の給付を受ける期間とは異なります。

●軽減を受けるには…

「雇用保険受給資格者証」を持参し、役場町民課窓口へ届け出てください。

●お問い合わせ先 国保の手続きについて……町民課 住民担当 ☎6 2 - 2 1 1 1 (内線233)
 国保の保険料について……町民課 賦課徴収担当 ☎6 2 - 2 1 1 1 (内線236)